

保育施設における長期休園等への対応について

平成 29 年 9 月 1 日

大阪市こども・子育て支援会議

■第 1 回こども・子育て支援会議教育・保育部会（6 月 13 日）での審議等

○事務局より別添の資料により今後の対応方針等について説明

○部会委員からの事前質問(意見)への事務局回答要旨

- ・認可基準等における休園日の記載はどうなっているか

国の通知により「保育を行う児童福祉施設としての位置づけであることから、保育所同様、幼保連携型認定こども園の 1 年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とする」とされており、大阪市においても認可の審査基準で同様に定めている。

- ・保育士確保の観点から労働条件に関わることで悩ましい

保育士確保の課題は、基準を守っている保育所も同様であり、一部の施設だけが長期休暇を保証した上で保育士確保をすることは不公平と考えている。

- ・利用者へははっきりと休園日を示して、判断基準としてもらうべきである

委員指摘のとおりであり、各施設の情報開示が非常に重要であると考えます。なお、重要事項説明等は認可基準等を遵守していることが前提と考えている。

○委員からの主な意見

- ・新制度で規定された部分であり当たり前だと思う。以前はお盆を休みにしていたが、現在は保護者にアンケートを取りながら開園している。できる限り保護者のニーズに対応しないといけないと思っている。
- ・幼稚園由来の認定こども園は、今まで夏休みがあったのを引きずっている部分がある。認定こども園へ移行する園が混乱しないよう行政から休園日のルールをきちんと説明していただきたい。

■休園日等運営情報の公表徹底について

- ・市民が保育施設を選択する際に、各施設の運営等の情報提供は重要である
- ・大阪市では施設からの提供に基づいて「施設基本情報」をHPで公表していたが、全施設分とはなっていなかったところ。
- ・子ども・子育て支援法に基づき都道府県が教育・保育等の内容に関する事項を公表している。
- ・別添「大阪府公表分」では、平日と土曜の開所時間程度で休園日等の情報はなく、実費徴収等の情報も一部であり不完全なものとなっている。
- ・「大阪府公表分」は認可・確認情報として大阪市でも保持しており、その他の休園日の情報も含めて、今後は施設からの提供を待つのではなく、大阪市として「施設基本情報」をHPで公表していく。

利用者ニーズに応じていない長期休園等への対応について

平成 29 年 6 月 13 日

こども・子育て支援会議教育・保育部会

平成 28 年度第 1 回こども・子育て支援会議において、育児中の保護者がより働きやすい環境の提供のため「夏休み等のまとまった休暇のある施設とない施設」についての課題提起があり、大阪市として今後対応していく必要がある。

○民間保育施設等の休園日の設定状況、認可基準・運営の条件

別紙のとおり（平成 28 年度第 2 回こども・子育て支援会議；資料 4-2）

○こども・子育て支援会議（平成 28 年度第 2 回）における意見等

□各委員からの意見

- ・公募条件や認可基準があり、市規定を超える休園日を設定することはおかしい
- ・休園日が年間 6 日以上もある園に対して、市としてどのように対処するのか
- ・幼稚園、認定こども園としては、保育士・先生も労働者なので休暇取得していただく必要がある

□事務局から

- ・認可基準・認可要件を示して認可をしているので、守られていない部分はチェックしていく必要

□課題提起された委員から、

- ・休園日などについてチェックをしていく、休園日が多い園は指導していく方針と理解

○今後の対応方針

- ・近年、設置認可された保育所、認定こども園等の設置主体からは、公募時には運営基準に基づいた運営を行う旨の応募書類が、認可時には認可基準に基づいた運営を行う旨の申請書を受理している。
- ・一方で、約半数の保育所や認定こども園等が本市の規定と異なる休園日を設定している。
- ・市民の声等によると、休園日の設定そのものへの憤りの意見もあるが、多くは休園日が多すぎて対応できないという意見である。
- ・当面、認可基準と異なる休園日が一定日数を超えるものについて重点的に対応していくこととする。

大阪市民間保育施設等の休園日の設定状況について

○本市HPで利用者へ情報提供している「施設基本情報」(28年9月現在)により休園日等を確認した

施設種別 入所児童数 (28.4.1)	A 市内 施設数	B 確認 施設数	C A-B ※3	本市規定と異なる休園日を設定		
				D 設定施設数	Dのうち、 年間5日まで	Dのうち、 年間6日以上
保育所 43,760人	355	311	44	154	129	25
				49.5%	41.5%	8%
社福法人等 ※1	321	280	41	150	127	23
学校法人	11	10	1	4	2	2
株式会社	23	21	2	0	0	0
認定 こども園 3,619人	39	33	6	19	10	9
				57.6%	30.3%	27.3%
社福法人	15	15	0	7	6	1
学校法人	24	18	6	12	4	8
地域型 1,442人	119	96	23	11	11	0
				11.5%	11.5%	0%
社福法人等 ※1	22	17	5	2	2	0
学校法人	1	1	0	0	0	0
株式会社等 ※2	96	78	18	9	9	0

◆表中の％は、「確認できた施設数B」に対する割合を示す

※1 社福法人等＝社会福祉法人、財団法人、宗教法人等

※2 株式会社等＝株式会社、有限会社、個人

※3 施設から基本情報の提出がない(協力が得られていない)施設

参考 開所日・休園日等について

平成28年度 第1回こども・子育て支援会議 資料7-(2)より

公募時の「運営の条件」について

・認可保育所の開設や認定こども園への移行にかかる公募に際し、運営条件において「開所日」を、「日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日。(必ず遵守してください。)」と記しており、認可後はこれに基づく施設運営をお願いしているところです。

認定こども園等の「認可基準」について

・認定こども園や保育所の認可基準として、1年の開園日数は年末年始、日曜日及び国民の祝日を除いた日を原則としており、認可申請において、この認可基準に基づき、審査したうえで、認可しています。

一方、施設を運営していく中で、地域ニーズを踏まえ、保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ、保護者全員の同意を得られれば、開園日の変更は可能ですが、そうでなければ、この認可基準を遵守する必要があります。

(参考)上表「Dのうち年間6日以上」の内訳

	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	計
保育所	9園	8園	3園	4園	1園	0園	0園	0園	25園
認定こども園	3園	4園	0園	1園	0園	0園	0園	1園	9園

1. 施設等に関する事項

施設の種類	保育所	事業所番号	
施設の所在地	大阪市	電話番号	
施設長の氏名	無		
認可年月日	確立年月日		

2. 施設等を設置する法人に関する事項

法人の名称	代表者職氏名	理事長	
設立年月日		電話番号	
県内に設置する保育所・幼稚園等	主たる事務所所在地		大阪市

3. 施設等において教育・保育に従事する従業者

勤務形態	非常勤	保育士			調理員			保健師又は看護師			従業者合計 (前記各、兼任職員、保嬰助手等を含む、常勤計算した人数)	従業者1人あたりの子どもの数 (利用定員÷従業者数)						
		非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤								
常勤	0	1	46.7	46.7	23	9	30	4.4	6.6	3	18.6	18.6	0	1	0.5	0.5	39.0	7.2

※1 勤務年数とは現在の施設に勤務している年数、経験年数とは他施設での勤務期間も含めた年数です。

4. 教育・保育等の内容に関する事項

利用定員(保育認定3歳以上)	2号利用定員(保育認定3歳未満)	3号利用定員(保育認定3歳未満)	利用定員(合計)	開所時間(平日)	開所時間(土曜)	延長保育有無	利用手続等	相談、苦情等の対応	事故発生時の防止及び発生時の対応		
162	118	118	280	700 ~ 1800	700 ~ 1800	有り	文書の交付(郵送又は訪問)等の対応	相談、苦情受付窓口の設置、相談、苦情内容の記録	事故発生時の対応及び発生時のための指針の整備		
園舎面積(m ²)	園庭面積(m ²)	乳児室面積(m ²)	保育室面積(m ²)	遊戯室面積(m ²)	遊戯室面積(m ²)	遊戯室面積(m ²)	教育・保育の内容・特徴				
1036.6	830.22	56.23	103.85	449.01	0	0	0歳から就学前までの長期的視野をもつて子どもの理解し、また、子どもの成長過程に沿って「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五領域をもとに子どもの最善の利益を考慮し心身共に健やかに育成するものとする。				
運営方針											

5. 教育・保育を利用するに当たっての利用料等

利用料(保育料)	居住市町村が所得額に応じて定めた保育料及び施設が定めた実費徴収額、上乗せ徴収額		
実費徴収	有り	3歳以上の生徒代月1500円、延長保育料月2900円、乳児室費月1000円、4・5歳児童外活動月1100円	上乗せ徴収
		有り	講師及び教材一部負担金月1000円、保護者会月1000円